

議案第 8 号

伊賀南部環境衛生組合審査請求等における提出書類等の写し等の交付に係る
手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

伊賀南部環境衛生組合審査請求等における提出書類等の写し等の交付に係る手数料に
関する条例（平成28年条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年10月16日提出

伊賀南部環境衛生組合 管理者 亀井利克

理 由

工業標準化法の一部改正に伴い、日本工業規格が日本産業規格に名称が変更するた
め、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

伊賀南部環境衛生組合審査請求等における提出書類等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例

伊賀南部環境衛生組合審査請求等における提出書類等の写し等の交付に係る手数料に関する条例（平成28年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表文書又は図面の項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。